

誠実になるのは誰であるか

— 社会関係から見た誠実論 —

近 藤 良 樹

【キーワード】 誠実・忠実・忠誠・忠義・義務

1. 誠実なふるまいは、どこに現れるか

現代社会を論じるとき、信用・信頼は重要なテーマとなる。信頼しあうことで、社会はスムーズで高度な展開が可能となる。この信頼は、一方では、求められる事柄について実力をもつことで獲得されるが、人間的には、誠実な人物であることが肝心となる。誠実なら、信頼される。誠実は、一見、忠実とか忠誠とならんで、古い道德のように感じられるが、現代社会の信用・信頼をささえる重要な徳目であり、意外と近代的なものになるのではないかと思われる。わが国の『民法』（冒頭）はその根本に「信義誠実の原則」をいう。権利と義務について、「信義に従い誠実に之を為すことを要す」とうたう。「信義」つまり約束や義務について、これを守りこれに従い、（その信用・信頼に応じて）裏切らず欺かず力を尽くして「誠実」であるべきことを求めるものである。「誠実則」である。誠実なら信用でき、信用できれば、社会関係は、スムーズで高度なものとなりうる。誠実さが市民生活の根本にあるべきことをいうのである。以下、本稿では、この誠実の現われる場がどこにあるのかを見ていきたいと思う。

この誠実の徳目は、自分ひとりのみでいるところではあまりいわない。かりに一人になっても、「誠実に、本を調べていた」と聞くと、懸命に本を調べる姿とともに、その懸命さが調査を依頼した他人に関わっていたり、本屋や図書館員がお客に対して誠実に調査していることを思うのではないか。誠実さは、節制とか勇気の徳目とちがひ、ふつうは自分自身に対していうのではなく、ひととのかかわりのなかではじめて問題となる。友だち同士の交わりにおける評価として、「あいつは、誠実だ」とか「僕は、誠実さに欠けていたと思う」等という。

（求めに応じる者）誠実さは、対人関係のもとでの徳目だが、しかし、関係する者の相互が同様に、誠実・不誠実と評価したり、されたりするものではない。店員とお客、医者と患者のあいだにおいて、誠実さが問われるのは、店員、医者であって、お客や患者には、誠実さはふつうにはいわない。店員とお客の間で、お客に対する「誠実な売り方」「誠実な店員」とはいうが、一般には、店員に対する「誠実な買い方」は、いわないであろう。極論すると治療のなかでは、「誠実な医者」はいるが、「誠実な患者」はいない。

お客や患者は、対価を払って、あるいは払うはずのものとして、それに見合うものを「求めて

いる」者で、当然の権利としてことを「要求する」者になる。これに対する店員や医者とは、それに「応える」者で、「応接・応対する」者である。医者・店員の立場は、応えることが求められている立場になる。求めに対してなんらかの対応をする責務があるのが、彼らであろう。とすると、誠実さは、当然の求めに対して応えるべき立場の者、対応に責任の求められている者がもつべき徳目ということになるのであろう。

かりに、「誠実な患者だ」といわれたとすると、われわれは、医者患者の、治療者と被治療者という関係においてではなく、そのそとでなにかその患者の能動的対応を想像することになる。医者が権利として「求める」ものの立場になって、患者がそれに応えるべき立場になっていることが想像される。その患者の容態がなかなかよくなり、なにか不摂生があるのではと疑われるときに、「実は、晩酌を少々・・・」と答えるようなときには、「正直」とはいうが、まだ「誠実」とは、いわないであろう。基本的に、なお被治療者という受益者の立場にあるからである。だが、医療費の支払いで、病弱な者ゆえに、なかなか仕事もできず支払いが出来ないようなとき、無理算段して支払う場合には、「誠実な患者さんだ」と言われることであろう。このとき、患者は、支払いをすべき立場にあり、責務を負っている。病院からの支払いの「求め」に対して、「応える」べき立場にあるのである。

誠実さは、ひとの求めに応えるべき者においていわれる。当然の要求なり、権利をもつもののその求めに応じる、その対応のあり方において、誠実さが問題になるのだといえる。その求めを引き受けて自身に背負うべき、なんらかの責任ある者、責務のある者が、誠実でなくてはならないのである。

加害者と被害者、債権者と債務者のあいだにおいて、それは、厳しいかたちであられる。債権者と債務者では、債権者の求めに対して、債務者が「誠実」に応えるということになる。債務者には返済の求めに対する義務があつて、その責務を自覚して一生懸命につとめる姿勢に誠実さがいわれる。債権者に誠実さをいうことは、あまりない。その徳としては、相手を思って、寛大であつたり、穏和であつたりはしても、誠実という振る舞いでもって債務者に対応することは、「求める者」としてはない。

加害者が被害者に対してお詫びをし、責任をとらねばならないという場合、被害者の求めは、厳しいものがある。それに、応えるに、「過ちをおかし、取り返しもつきません」と心からするとき、「誠実な対応」がいわれる。「誠実な加害者」「不誠実な加害者」がいるのみである。「誠実な被害者」「不誠実な被害者」は、存在しない。ここでは責任・責務を強く自覚して、自らのその対応において、こころからのつぐないをというところに、誠実さは、成立する。

2. 義務としての応答

(親切との違い) 相手の求め・要求に誠実に応えるのであるが、どんな要求についても誠実な対

応がいわゆるわけではない。道がわからず困っている見ず知らずのひとに、その求めに応えるのは、「誠実」とはいわない。「親切」に対応するに留まる。だが、会社に来るひとが電話で「道に迷ってしまった」と聞いてきたとき、ここからいねいに応えるのは、「誠実」になる。その違いは、親切の場合には、その求めに対応する義務はなく、応える・応えないは自由であるのに対して、誠実さの場合は、応えるのは、当たり前で、仕事のうちにある義務的なものと自覚されることにあるのではないか。

誠実に応えるべきその相手の求めは、当然のもの、権利あるものであって、したがって、これへの応答は、義務となる。本来的な仕事・本務としての義務 (duty)、あるいは、負目等として課せられた義務 (obligation) になるものについて、誠実さはいわれるのであろう。義務にここから応えるのが誠実の姿である。

債務者として債権者に誠実にその義務をはたし、加害者として被害者に誠実に応えていく場合、借りを、マイナスをゼロにするまで返していく。借りとして、返す責任があり、義務がある立場である。責任は、それを果たさないとすると責められることになる任・務めである。そのことを実行しないとしたら、負目となり、別のかたちでも、これを果たしていくことの強制されるような、許されないで、責められ、懲らしめられ、罰・制裁の加えられる厳しさのある、まかせられている仕事や務めである。義務は、義 (道理) のある当然的な務めであり、それを果たすことを強制され、いやであったとしてもそれに拘束される務め・仕事である。相手の方は、そのことへの権利をもつものとなる。この権利義務の間柄において、応える義務のあるものが、誠実あるいは不誠実になるのであろう。

「親切」は、たまたまその場に居合やす他人に好意や善意から任意にささやかな贈与をするのであって、義務ではなく、相手には権利があるものでもない。しなくてはならない責任のある立場にはなく、いやなら、親切にしなくてもよい。だが、「誠実」は、そういう贈与にいわゆるものではない。むしろ、しばしば借りを返すところという。あるいは、借りではないとしても、相手の当然の求めがあつて、これに責任をもって、いやであっても応えていかねばならないところという。応えるのは義務として強制され、応えない場合は責任をとり、責められ、制裁を覚悟する必要のある立場である。この義務となる対応について、一般的に対応したり (これで十分、責任はとり、義務は果たしていることになる)、まごころをもって誠実に応えていくのである。

(誠実な友人関係は、義務なのか?) 誠実さがよく言われる関係の一つに友人関係がある。友人を評価して「かれは、いつも誠実で、信頼できる」という。だが、友人関係では権利・義務関係は、あまり言われない。むしろ、そういう権利とか義務の打算を越えてつきあいをする。ソウルにいる友人に下宿を頼んだが「いま忙しくてそんな暇はない」との返事があつて、「誠実な奴のことだ、うそはない。韓国中を飛び回ってるんだらう」という。ここには権利義務関係はないが誠実をいっている。誠実さは、権利義務の場というたと述べたが、そうではないのであろうか。

だが、この「誠実な奴」は、そのときの関係において言っているのではない。過去の実績に対する評価であり、うそや裏切りのない人間という人物評価である。かりにそのことについて、「忙しいんだが、仕方ない、努力してみる」と約束して、後日、「あちこちさがしているが、まだいいのが見つからない」という返事のあったときは、「誠実にやってくれているから、信頼していい」ということになる。この場合は、現にその下宿さがしに懸命になってくれ、誠実に対応してくれているということである。返事で、承知し、さがすことを約束したのである。約束した以上は、約束には、果たす義務が生じる。逆の立場には、当然そうしてもらえとの権利が成立する。やはり、ここでも、権利・義務関係において、誠実は言われているのである。

家庭では、誠実をあまりいわないが、ときにいう。それは、夫婦でなら、夫が浮気をしないとというようなときである。「誠実なひとですから、(誠実に振舞っていると)信じています」という。この場合、夫には、結婚したものの義務として当然にそのことが課せられている。ここでも義務に関わって誠実なのである。「誠実だ」などという水くさくなりそうな親子の間でも、ときに親の評価として「重い障害をもつその子の養育に実に誠実だった」等という。これも、愛だけでは、おろそかになり勝ちのとき、親の義務感から献身するような場面である。やはり、誠実の働く場は、応答の義務があるところになるといってよいのではないだろうか。

3. 現代的な誠実—忠実・忠誠との相違—

忠実や忠誠と誠実は、相手に対してよこしまなところがなく献身的につくす態度として、似かよった面をもつが、かなりの違いがある。忠実な者は、自分の服属・依存する者からの指示・命令を絶対的なものとして受容し、これに盲従して、寸分違わずにこれを実行しようとするひとである。忠誠も、自己の服属するものに対して絶対的な支持を誓い、おのれを無条件的に奉げる。だが、誠実は、自己をしっかり維持し、必要な義務的なところでのみ献身するのである。

(忠実) 忠実な者は、その相手の求めを権利と見なしているのではない。忠実な部下は、上司の要求を権利ではなく、背くことの出来ない命令として受け取っている。その命令にひたすら従い、いわば自己をしもべ・奴隷となしているのである。部下としては、自主的な独立人格であることを停止して、上司に非自立に依存し、背くことなく、従順であり、その犠牲となることをいとわない。忠実な者は、支配し命令する者の手足であり、その命令が理不尽で悪であると知っても(知ろうともしないし、批判精神を停止させている)、その悪の手足となることをやめることなく、一言一句たがうことなく、言われるままに悪を実行する。

(誠実は対等の関係) だが、誠実な者は、無意味な犠牲者になるつもりはない。自立した存在として、その借りを返し義務を献身的に尽くすのであるが、その献身の犠牲は、義務として納得いくもので合理的と承知していることに限定される。悪の手助けをすることになりそうだったら、忠実な者とはちがひ、誠実な者は、相手に権利があるとしても、深い思いやりをもち、相手のため

になることを思って、これをいさめ、それこそを義(道理)ある自らの務めとみなすことであろう。忠実なものは、自らの頭脳を、命令者のうちにもっており、自己は首から下のみの存在である。だが、誠実なものは、自身で頭脳ももち、自らに判断していくのである。

忠実な者は、その命令者の下僕となり、従者として依存し無批判的に追従する。だが、誠実の関係は、主従関係であるよりは、むしろ、対等の自立者の権利・義務関係になるのを典型とする。誠実は、自己の責務・義務となることについて、相手の権利ある要求に関して、懸命に尽くすが、それに限ったことである。権利義務関係のもとに対等な存在として向かい合い、自立的で自主的に振舞う。

誠実は、現代社会の基本的なあり方、自由と平等のもとにたった、現代的な徳目になる。だが、忠実は、人格的依存関係をもって盲従する封建社会に、あるいは、絶対的に命令にしたがい全体が一糸乱れず活動する軍隊組織等にふさわしい徳目になる。現代の対等な自立者同士のあり方は、基本的には、忠実ではなく、誠実の関係である。忠実は、おのれの属するセクトの上位の者にのみ発動する。だが、誠実は、上位下位は問題とせず、応えるべき義務のあるところ万般に働く。

(忠誠) 忠誠は、忠実と同様、おのれを尽くす姿勢をもつが、忠実と違い常にその命令を無批判に受容するような受動的なものにとどまらない。忠誠を誓うとは、自己の与する主義や支配的な全体・個人に対して、これの無条件的な擁護と不変の献身を意志表明することであろう。忠実とちがひ、命令が間違っていて別の行動の方が正しければそう批判・主張し、真の擁護のためになると思えば命令に反することも辞さない能動的なものではないか。忠誠は、決して裏切らず寝返ることなく、おのれの服属するものに与するという不変の態度であり、未来に向けての堅い意志であって、個別の命令に忠実であることは、かならずしもなくてよいであろう。ただし、その忠誠を誓ったものの擁護・守護自体については、これを絶対的とし、忠実と同様きわめてセクト的で、それが悪であっても、これに与しこれを守ることに徹する。暴力団の組長への忠誠は、正義や慈悲に目をつむり獐猛な忠犬として組長を徹底的に擁護することである。忠誠も忠実も、主となるものの下僕となり、背くことなく無条件的に献身するが、誠実はちがう。対等の間柄において、義務・責務となることについてのみ、こころから献身するのであって、人格そのものをその相手に委ね奉げるようなものではない。

(誠実には、忠義が対立) かつて「忠」が尊ばれた時代の「忠」というと、忠実や忠誠ではなく、「忠孝」の「忠」つまり「忠義」に他ならなかった。忠義は、おのれを下僕として自覚し、その主君となるものに対して、私心なく、ひたすらに仕え尽くすことを求める徳目であろう。その私心なくひたすらな面は忠実になり、その服属するものだけに与し尽くして寝返ることをしないのが忠誠となる。忠実や忠誠とちがひ、忠義は、現代では、あまり言うことがない。おそらくは、主と下僕の人格的依存関係を忠義では意識してしまうからではないか。現代の軍隊では、国家へ

の「忠誠」は当然だし、上官の命令に「忠実」であることも求められる。だが、この民主社会の軍人達に「忠義」を論じることは困難である。忠義は、忠（まことを尽くす）の義（正道）、あるいは義への忠であったろうが、なにが義（正道）とみなされるかは、主君の意によるところが大きく、義より主君への忠となったのであり、「忠義」といわれると、封建的人格関係下で下僕がセクト的にその主のみにひたすら仕え尽くして己を犠牲にするような姿を想起させる。それに対して、忠実や忠誠は、その「忠」に封建的由来を感じるとしても、それに必ずしも強くは縛られず、私心なくひたすらに尽くすことの多様さの一つとして、現代でも生きたものとなっているのであろう。現代の「誠実」に対立する封建道徳は、「忠義」になると言えるのではないか（勿論、封建社会においても、応答の義務ある場面には、「誠実」が求められた）。

（誠実に対しての忠実・忠誠の特徴） 誠実の特徴になると思われる「うそがない、陰日向がない」「思いやり」「献身・尽力」等は、忠実や忠誠でもありそうだが、差異がある。「うそがない」のは、誠実も忠実・忠誠も同様であろう。私心なく、裏表なく、いつわることのないのは、同じである。だが、忠実、主に対する下僕としてあることにおいて特殊なものとなり、単純に、私心なく裏表がないことにとどまらず、主の命令に「そむかない」ことがなにより肝心となる。悪であったとしても、その命令には、背かない（忠誠も、善悪にかかわらず、背き寝返ることはしない）。しかし、誠実は、違う。悪に対しては、これを批判し、当面嫌われようとも真に相手のことを思って、媚びず糊塗せず、これを諫める。それこそを誠実とする。誠実は、背かないことを絶対とはせず、うそがなく、裏表のないことを絶対とする。

誠実の「思いやり」という心のあり方には、能動性がある。ひたすらに盲従し受動的な忠実には、その限りではこの思いやりは、ふさわしくない。忠実は、命令・指示を寸分たがわず、ありのままに受けとめて実行することである。主のために思いはかって自主的になにかを企てることは、下僕の分際のことではなく、忠実からはその自主の分だけ、ずれることになってしまう。忠誠では、「思いやり」は、その無条件的に擁護するものへの（これのみへの）思いやりとして大きいものがある。種々慮り能動的に最善の擁護策をとる変わらぬ意志が忠誠には求められる。

「献身・尽力」は、忠実・忠誠・誠実いずれも妥当する。ただ、誠実は、利害を異にする自立的他者への一定の義務に込めるものとして、その献身の懸命には歯止めがかかっており、のめり込むような情熱はいいにくいところがある。しかし、忠実では、ひたすらに己を尽くして（何かを忠実に再現するときなど）情熱的になってもよさそうである。忠誠は、それを誓ったものに対して一体化し能動的に献身するのであり、大いに情熱を燃やすことがありそうである。誠実の献身は、その特定の義務についてのみであり、それを越えて余分の献身はせず、忠実・忠誠の無制限的な献身とは異なって冷静である。あるいは、借りをかえし償いを誠実にするような場合、その負い目を思い、加害を悔いつつのことであれば、あっけらかんと情熱的になったのでは困ることもある。

4. 自立的個人からなる民主主義下の誠実

(個人主義) 誠実は、現代社会の独立した対等の者の中で、義務的対応の求められる場面でいわれる。現代社会の個人は、自立的で対等でありつつ、しばしば利害が対立的である。かりに、家でそうであるように、構成員が一体的で、その内心と言表とのあいだに違いがなく、隠されたところがないのであれば(そうでない家庭が多くなっているが)、誠実さは、さして問題にならないであろう。だが、家の外の市民社会では、利害が対立的で、相互に隠し立てをし不透明になりがちである。個人が独立自尊の個別者としてアトムとなり無窓のモナドとなって、その本心もその行動の内実も不明になりがちな社会である。裏と表がちがひ、うそがあり、ここからして対応するようなことがかならずしもないような、この自立した個人からなる近代市民社会においては、うそがなく心から対応する誠実の態度は際立ったものとなる。

家族のなかでも、裏表が可能な場面では誠実さがいわれる。親子とちがひ夫婦は他人同士であり、妻と夫の間では誠実さがいわれる。それは、夫婦愛とは別である。夫婦愛は、ひたすらに一体的になろうとする。だが、誠実な夫婦は、お互いのあいだに距離をもつ。相互に自立した人格として、「夫婦の別」を尊重する。距離をもっているから、うそがつけ裏表がつかれ隠し事ができるのであり、そういう場面に義務ある者のけじめをしっかりとって、うそ偽りのない誠実さをいうのである。

(民主主義の徳目としての誠実) 自立した存在として尊ぶとき、ひとは、その独立したひとに対して、距離をつくる。幼児に対しては、われわれは、距離をとらずに、非自立な存在として、よその子であっても、大人でいうなら、いらぬお節介になることを、世話をやいていく。だが、大人に対しては、最近では、そうはしない。独立した他者として尊重して、いわば「敬遠」しあう。遠慮しあい距離をたもつ。誠実さは、そういう距離を保ちながらの思いやりとして成立している。自立者同士は、近くにいても、通勤電車のなかでのように、必要が生じないかぎり、知らぬ顔をして穏やかに無視しあう。無干渉・無関与のよそおいも、「思いやり」である。かかわり合いを結ぶ場合にも、自他のあいだのけじめを明確にして独立をおかすことなく交わるのである。

「誠実」のことばは、「まこと」(誠も実も「まこと」)として古めかしいひびきがあるが、個の自立・対等性を尊重しつつのものであって、きわめて近代的な徳目だというべきであろう。誠実なひとは、その相手を、自分と同じ対等の自立的個人と見なし、その自立をおかさない。そういう他者距離をたもちつつ、誠実は、自己を義務あるものとして捉え、したがって相手を権利の担い手として承認して、その立場の違い・けじめをしっかりとる。場合によると、それは、負目であったり償いであり、これをないがしろにしないで、厳しく受け止めて、思いやりをもって応えていく。自立者同士でありつつ、相手の求めるものをしっかりと受けとめて、裏表なく、おのれを尽くして交わるのである。

不誠実な者は、借りがあっても「まあ、まあ」と近づいて返済をうやむやにするように、距離をなくする態度をとり、あるいは義務を放棄して逃亡する。けじめをもととしない。誠実なひとは、反対で、義務ある者としてのけじめをもち、相手と真反対の（好んで立ちたくはない）位置にたつことを自覚し距離をとり、かつその義務的な拘束から逃げることをせず、これを果たすまでそこにいて力を尽くすのである。

忠実や忠義では、命じる者、全体のリーダーが無能であったり誤りに陥っても、その集団のうちからは修正がきかない。きわめて了見が狭くセクト的で、セクト外からの正しい指摘があっても、聞く耳をもたない。飼い主のいうことしか聞かない忠犬にとどまる。だが、誠実の場合、自立的自主的に振舞うのであって、全体やリーダーのためを真に思いやり、全体を担うリーダーに対して、修正の提言をためらわない。あるいは、義務は逆方向にあると指摘されてこれに納得できるなら、これを受け入れ、その逆方向の義務に誠実になりうる。厳しい上下関係の社会制度に見合った忠義や忠実に対して、誠実は、対等な自立者間の徳目として、民主主義的な精神にかなったものである。しかも、この自立の尊重を前提にしつつ、誠実な人は、その対等の立場から、応えるべきことについて、これに力を尽くし、義務をこころから果たそうというのである。民主主義は、しばしば、利己の要求に重きをおき、権利主張に傾きがちであるが、誠実は、逆に利他的に義務の遂行に全力を傾けようというのであり、民主主義の弊害と無責任に歯止めをかけ、これを適正化することにと資するものでもある。

5. 対立と打算の商品社会

（対立的交わりの契約社会）近代の個人主義社会では、各人が独立していて、相互に利害が対立的であり、いみじくもホブズがいったように、「万人の万人に対する戦い」的なところがある。相容れず対立する者とは、縄張りを分け合ったり自給自足の生活をして、無関係にとどまれば問題はないが、現代は、広範で濃厚な交わりをもつ。交わりは、有機的なものとなり密になればなるほど、その相手の言動を信じることを必要とする。だが、その核心的なものは、自立者同士では不明瞭あるいは不可知にとどまり、不信に陥りやすい構造になっている。

われわれの近代社会は、契約社会である。契約は、利害の相容れない自立的で人格的に対等の他人同士が、対立のなかで、交わりを必要として、合意点を相互が見出して互恵的に約束しあうものであろう。自分の権利を相手は義務とし、相手の権利を自分の義務とすることを交換的に承認しあい、自らの受益のためにその負担・義務を果たすのである。お互いが（相手の権利のために）自身の義務を誠実に果たすのが契約の理想となる。

（信用と誠実）契約関係では、信用・信頼が重要なものとなる。独立し、対立していて、その真実を直接には知ることのできないものについては、信じる以外ない。契約は、利害の相容れない者同士が相手の義務の遂行を信用しあうところに成立する。信用を保証するために保証人をたて

担保を設定し、信用を裏切った場合に備えもする。それでも、利害対立のありよう如何では契約したことで反古にされかねない。約束・契約がしっかり守られるかどうかは、各人各組織の信頼性の問題となる。この信頼・信用を確かなものにするのは、ひとつには、信じられる側のその専門的能力であるが、もうひとつには、その道徳的態度として誠実さがあげられる。誠実なものは、裏表がなく、うそ偽りがなく、思いやりに富み、献身的になるものとして、信用でき、信頼できる人となり組織となる。

信頼（信用）と誠実は、ペアになることが多い。医者・患者でも、店員・お客でもそうである。誠実な医者や店員に対して、患者やお客は、信頼をよせ、信用するのである。求める者は、信用・信頼し、これに応えるべき者は、誠実に応えていく。逆に、誠実だから信用できるということになる。

（利己主義者の普遍的交わり）商品社会は、国を越え世界中に交わりを拡大しているが、同時にこの社会では、各人は、専らに自分のために生きる。自分の金儲けが各人の目的である。利己主義の社会である。アダム・スミスのいうように、パン屋や肉屋は、みんなの便利を目的としてではなく、自分の儲けをなによりの目的にして、パンをつくり、肉を売るのである。かつ、それでいて、みんなのため全体のために、結果としては利他に同時になっていく。その利己に生きることで、媒介的には、全体のためにもなる。自分の金儲け一筋でよい、利己でよいという社会である。

利己のために相互が他者を求める。自分のほしい物はたくさんあるが、そのいずれも他人が作り、他人が所有している。それらを我ものにするには、購入する必要がある。購入するには、自分の商品（あるいは労働力）が他人に売れなくてはならない。お互いが全般的に交わることの必要な社会である。緊密に交流・交易するためには、対立しつつも、契約し、約束しあうことが必要となり、そのためには信用・信頼できることが肝要になる。あくどい商人でも、契約については、不履行に厳しい責任・罰則をもたせることで、一応は信用することができる。現在では、ふつうになら極悪人とも、契約は、むすんで確かである。不履行にそなえて十二分な担保をとれば、信用しても損はない。

だが、そういう担保をとった信用関係にとどまるのでは、経済活動の緊密で頻繁な結び合いは、むずかしい。担保という一々の裏付けがなくても、人や組織そのものを信用できれば、交わりは、飛躍的に深くなり、容易となる。現代資本主義は、それを求める。組織も個人も信用・信頼を重視する。各々は、利己の欲望を満たすという最終目的を実現するためには、まずは信頼に足りる存在としてみずからを示さねばならない。この信頼に足りるひとと組織の道徳的あり方の中心になるのが、誠実さである。陰日向なく、思いやりや献身の精神をもつ利他の誠実は、信頼されるにふさわしい徳になる。ここでは、利己主義者は、利己のためにも、利他的に誠実にならざるをえない面をもつのである。

6. 不誠実な社会としての資本制

誠実とは、「不誠実」でだましあう近代の社会に顕著となったものであろう。仮面をつけ不誠実に、いつわりをもって交わる社会であるからこそ、その対極に理想として誠実さが出てくるのである。商品社会は、生き馬の目を抜くような油断のならない社会である。他者はあくまでも手段である。利用する対象にすぎない。だましてうまくいくのであれば、騙すことも辞さないのが商売である。

資本制は、利己主義を原理とすることからいうと、反利他の不誠実さを基本とする社会である。ひとを偽り、安く買って、高く売るのが商売であれば、不誠実が商人の基本的な活動様式になっているのである。うそ偽りなく商売していたのでは、おそらくは、儲けはなく、商売は、早晩なりたたなくなる。どこかで、ごまかして、「これでは、仕入れ値を割る」などと嘘を言いつつ儲けるのである。いまでも、国によっては商人は、何倍何十倍にもふっかけて売値にしているという。言い値の通りに買うのは、買う方が愚かということになっている。先進諸国でも、その精神は同様か一層深刻で、万人に資本制的な利己主義が浸透し、世俗に疎いといわれていた研究者ですらも、貪欲な拝金主義に染まって、「特許だ」「著作権だ」と、人類の英知と同僚の知恵をかすめとり、不労所得の獲得に血眼になることがある。

(虚飾) 資本制商品社会には虚飾が本質的である。売れるようにと華美にかざる。見せたくないところは隠して偽り、好ましいところを誇張して虚飾をもって商売はなりたっている。あらゆるものが飾り立てられて店頭にならぶ。果物ですらも、磨きたてている。これは、内容を偽るものだとすれば、不誠実ということである。もちろん、われわれは、慣れているので、虚飾にごまかされることは少なくなっている。少しの飾りでは、ごまかされないので、ますます豪華に虚飾し内容を誇大に宣伝して高く買わせようとする。

商品のみではない。人間そのものが、虚飾されることになってしまっている。かつては、自分のことを吹聴することはすくなかった。謙虚で控え目であった。だが、現代社会は、化粧をする女性がおのれを飾り立てているのみではなく、男性も、自分を高く売り込むことに懸命で虚飾する。自分の優れていることを、自己宣伝を、商品と同じく、当然のように行なう。自分がどれだけ偉いか優秀かをアピールする訓練も行なう。控え目を尊んだかつてからいえば、虚飾である。弱点を隠し、仮面をつけ、都合のよい面のみを誇張するのであるから、うそ・偽りになり、いふなら不誠実である。

装い、虚飾は、誠実そのものにまで及ぶ。なんとしてでも、売ろうと懸命になり、ひとを魅了し引きつけるために、媚びを売る。あたかも、誠実であるかのような装いすらする。店員は、「いらっしゃいませ」「ありがとうございました」と過度に懇懃さをもって応対する。誠実という仮面をつける。こころはよそを、お金儲けに向いているのだが、見せかけとして、誠実に謙虚にみ

えるようにと装う。誠実をも虚飾するのである。

(利己ゆえに、誠実を相手には求める) 利己主義においては、一方で、他者を手段として、負担・義務的なことはなるべく少なくしようと不誠実になる。だが、他方では、利己主義者は、受益者としては、多くを求めたいから、相手に、より大きい負担・義務を課し、相手がこれに尽力してくれることを、つまりは、誠実であることを強く求める。「いらっしやいませ」の声がない店からは客は遠のく。客商売の者が誠実を装うゆえんである。利己主義者であればあるほど、相手には誠実を求める。

だが、契約関係は互恵的になっており、相手に求めることは、自分から相手にすべきこととなる。多くを得たければ、多くを尽くすことが必要となる。1メートルぐらいの箸を相互がもっているようなものである。自分の箸では自分は食べられない。相手の箸をもってする以外ない。ということは、自分が望むものを食べたいのならば、相手に対してもそうして、自分の箸をもって誠実に心をこめてこれに食べさせる必要がある。そうすれば、自分も誠実の心地よさにあずかることができる。互恵的である。手段として、誠実にと義務を自らが実行することになりうる。

「情けは、ひとのためならず」で、自分のためであるのが契約関係であり、誠実を求めるのなら自らにそう振舞うことが必要となってくる。

ひとは、相互性を尊び、かかわりは、平等にと、等価の交換をもとめる。それは、「目には目を」の報復律 (lex talionis) の原始から変わらず、ひとの根本精神として存続している。親切には、親切で応え、好意には、好意で報いたくなる。不誠実には、不誠実で、誠実には、誠実で応えたいくなる。あるいは、誠実な者へは、信頼という高い評価で応え、信頼という評価には、誠実でこたえたいくなる。信頼と誠実は、権利と義務の関係をスムーズに展開し、よい循環をつくりだすことになる。

7. 対立的共生の中の誠実

誠実では、献身的となるが、愛のように相手と一体になろうとするものではない。自立者同士として、どこまでも他者距離は維持される。だが、他者としての距離をとるからといって、遠ざけて終わるのではない。距離をとるのは、その他者を尊重する姿勢であり、この姿勢が本来保たれるべきところは、この距離をとりつつ、他方において、その他者を親身になって思いやり、尽力していく。誠実は、その相手に尽くして、愛と同じく利他的である。ただし、愛と違って、(プラスの) 贈与をするものではなく、あくまでも、借りを返したり、義務を果たす関係にある。マイナス状態からゼロになるまで、返済に尽力するのである。(プラスの) 贈与をすることはない。その利他は、愛や贈与ではなく、つぐないであったり、義務への無私の献身である。

誠実の働く場は、この利他的振る舞いが可能である限りをその妥当範囲にするのだといってよいであろう。誠実は、他者に対して、自己にするように献身的に尽くすのであり、その相手は、

もう一人の自己と見なしうるあいだからにあるのでなくてはならない。互恵的に義務・権利がいわれえて、その義務を果たすことにおいて共同的な利害関係をもちうる場である。

(敵には言えない) 誠実とは、戦う相手には、適用されないのではないか。「フェアに戦う」というときは、敵に対してフェアにふるまうということ、これは敵へ適用されているが、「誠実に戦う」というときは、敵にそうなのではなく、戦いでの味方の共同関係にいうことであろう。思いやりをもち、裏表なく献身するという利他の誠実の態度は、これが敵に対するものであったとすると、敵を利する行為になってしまう。戦いあい、つぶしあいをする敵対的行為では、だまし、破壊していくものとして、誠実のふるまいに対立する。誠実のおよぶ他者距離は、この敵対距離の手前までに限定されることになる。

だが、しばしば、敵国とのあいだで、「相互の信頼関係をそこなうものだ、誠実ではない」と非難し合うことがある。あたかも、敵対に誠実がいわれるかのようである。しかし、それは、敵対そのものにいわれるのではないであろう。敵であっても、ある程度の非敵対的な関係をむすんでいることが多く(例えば、非戦闘員への攻撃の抑制とか捕虜への配慮など)、その場面では、相手を尊重する姿勢をとり、信頼を保ち、うそ・うらぎりを控え、裏表をつくらず、思いやりの姿勢をもつことが、つまりは、誠実の態度が望ましいものとなってくる。敵対していても、それはあらゆる側面においてではなく、非敵対的な側面ももち、この非敵対場面では、通常の市民社会での権利義務を交換しあうような関係が成立している。そういう場面は、誠実であるべき他者距離のうちに入ることになる。

(誠実さは、市民社会的共同性にいう) 誠実とは、敵対距離の手前までの、共同的市民社会的な他者距離において見出されるのである。当然の求めに応じる義務的対応の関係として、権利義務関係のある共同共生の場で誠実の意味をもつ。敵対する者の求めに応じることは、敵を利す反敵対行動になるから、これに応じることは原理的にできない。つぶしあう敵対関係では、誠実の関係はなりたない。他方、家庭内では、いやいやだけれどもという義務的なことになれば別だが、そうではない親密さのもとでは、相手の求めにはむしろ望んでこれに応える。家族への思いやりや献身では、自己強制の必要な義務的なものになる場合を除けば、誠実の徳は、不要である。ということであれば、徳としての誠実とは、敵と、うち(家族)のものとの間の、共同的な市民生活をいとなむ他者とのあいだに見出されることを典型とするのだといってよいであろう。互恵的に共生的にかかわりあう他者としての市民のあいだで、そのスムーズな相互関係のために、誠実がいわれる。社会は、誠実とそれからもたらされる信頼の関係を築くことで、スムーズで高度な営みを展開することが可能となる。

8. 結び(誠実とは、義務であるか?)

誠実とは、相手の要求に対して応える義務のある場面という。だが、誠実さ自体は、義務である

わけではないし、責任のあるものでもないであろう。いやいやにでも、義務的な対応ができておれば、誠実でなくても一応の責任は果たしているのであり、問題はない。店員は、横柄な客には、それに見合うように不誠実で対応するならば、相手の「礼儀」に合わせているのだから、礼儀正しい対応をしているのである。応える責任のある立場の者が、責任をはたす際に、誠実に応えるか、不誠実か、いずれともいえないような態度で接するのである。

正義と同様、義務は、それを果たしさえすればよい。そのところがどうであるかは、問わない。義務は、いやいやながらであっても、これを果たすなら、文句をいわれることはない。だいたい、好んではなされないから、強制的な義務とするのである。すすんではやりたくないから強制的にその実行を課すというのが義務であり、責任をとらせ、拘束して、無理やり実行させようというものである。義務は、課されていることを最低限、実行するのが普通である。納税の義務ある者は、納税額を越えて払うことはない。できるだけ少なくすむように工夫をしたりして、いやいやに最低限をおさめる。それで立派に義務を果たしたと、ときには表彰されるぐらいである。

誠実の場としての権利義務関係でも、その義務は、最低を実行すれば、義務は果たしているのである。借りたお金の返済を催促され、「がめつい、返せばいいんだろ、」と不平を言いながらも、返せば、義務は果たしているのである。だが、それでは、誠実とはいえない。返す額は同一であるが、誠実な者は、そのとき、感謝の気持を表わして、ていねいに返すのである。応えるべき義務の遂行を、ころからするようなことがあって、その遂行は誠実なものとして高く評価される。応答の義務の遂行について、低いものから高いものへ、不誠実（冷酷・裏切り・怠業）－無責任－なおざり－ひとなみ－几帳面－誠実等の順があるということになる。

狭義には、誠実とは、人並み－几帳面のその上にあり道徳的に高貴な振る舞いになる。ふつうのひとには、かならずしもできないような、理想的な態度である。義務は好んで果たしたいものではない。そうしたい（Wollen）願望や欲求になるものではなく、いやいやになりがちである。高い誠実の振る舞いは、かならずしも、しなくてはならない（Muessen）ものではなく、することが望ましい、するべき（Sollen）ことに、つまりは道徳的に高い当為となるのである。

しかし、法律の世界での「誠実則」は、することが望ましいという高い当為ではなく、しないことはゆるされないで罰せられる「しなくてはならない（Muessen）」ものとみなされる。法の世界は、悪の世界で、悪でなければ、それだけで善とみなされる。相手が車で交通規則通りに左を通行しておれば、「誠実」とみなすのであって、当然「誠実でなくてはならない」のである。

ところが誠実で、誠実に交通規則にしたがっているつもりでも、国をまちがえていて、右側で車で安全運転していたのでは、不誠実な気持で割り込み左側を暴走するドライバー以上に危険である。こういう場面では、心の「つもり」ではなく、現に、事実として誠実でなくてはならないのである。誠実の心は、日々、転変する。その頼りないところよりは、そう無理はなくていいから、事実として最低限の好ましい態度や行動をとることが求められる。責任・義務を最低限事実

として尽くしておれば、その方が、気まぐれに抱く高い誠実なまごころよりは、確かである。正義では、こころはさておいて、事実として法にしたがひ、えこひいきない振る舞いがあればいいように、誠実も、法的なきわどい世界、事実をなにより求めるところでは、高貴な思いやりの誠実のまごころはさておき、事実として、その義務・責任を適切に果たしていることが、肝心となる。義務的、基礎的な広義の誠実の世界である。「ひとなみ」以上なら、法的義務的には誠実ということにするのである。

ならば、わざわざ「誠実」をいわなくても、「義務を果たせ」でいいのではないかと、となりそうである。しかし、法の世界でも理想的には思いやりある高い誠実が求められることには違いはなく、そういう方向に向いてその最低限はというと、義務を果たすだけでもよいということであろう。また、『民法』誠実則のもとでの義務を果たさないことの内容は、うそをつき、裏切ることであれば、これを否定することは、単に「義務を果たせ」ではなく、「裏切るな」「うそをつくな」であり、つまりは「不誠実であってはならない」と限定される方が望ましい。これを肯定的に表せば、「誠実であれ」となる。とすれば、信義に背かず義務を果たすことでは、「誠実であれ」と誠実則がいわれてしかるべきなのであろう。

医者に求められる誠実も、裁判所で問題になる場合は、この義務的な誠実が問われるのである。医者として、責任あり義務あることを最低限尽くしておれば、「ひとなみ」であれば、それは、不誠実ではなく、誠実だということになる。これ以下の「なおざり」「無責任」等が人並みの責任・義務を果たしていないものとして、いわば不誠実として処罰の対象になるのである。

他方、患者同士が、「あの先生の対応は、誠実ではない」といって悪口をいうだけですませられる誠実は、高い狭義の、こころのこもったものとしての誠実であり、患者の訴えにあまり応えてくれないという程度のものである。これには、忍耐や寛容の精神が必要で、そう簡単に実行できることではない。来る日も来る日も、暗い顔をした病人を相手にするのであるから、いくら「儲け」のためだとはいえ、そう皆に笑顔で対応できるものではなからう。かなりの心構えが必要で、高い稀なものとして、そうできていない医者であってもさして非難はされない。

義務的基礎的な誠実への違反は、義務を果たしていないのであるから、その責任を問うことになり、制裁が公私で科せられることになる。それが、法的な義務であれば、刑罰の対象となる。道徳的な義務にとどまるのであれば、社会的に非難されたり、商売であれば、付き合いを断つというような道徳的な制裁が加えられる。店員が横柄な客に無愛想なのは、正当だろうが、度を過ぎると、客商売の本分（義務）にもとると道徳的に非難される。それが、商品の組み立てを故意に粗雑にして困らせるなど根本的で法的に違反した無責任なもの場合は、法的な制裁の対象となろう。

広義の義務的な誠実は、責任・義務を果たしているだけの並みの態度であれば、よい。しかし、高い道徳的当為としての狭義の誠実の内容は、こころを尽くして、尽力する態度になる。相手へ

の思いやりを持って自らの義務に献身することが誠実さである。友人への誠実な態度は、かれを深く思いやることであり、懸命になることであろう。親の子への誠実もそれが目立つ。本稿のはじめにあげた店員や医者の場合、好ましい相手と接するだけでは済まされず、必ず不愉快な者にも応対しなくてはならない。その場合、自然的には、いやいやのものになりがちで、おざなりになったり、ごまかして適当なことを言ったりすることになるが、そのときに、陰日向なく、ごまかしなく献身的に振舞うとき、自身を誠実な店員・医者としているのである。加害者、債務者の誠実では、とくに、その献身・尽力が大切であろう。もちろん、被害者・債権者に対して、誠実なひとは、うそやごまかしもないし、その相手を思いやり、こころからする態度も見られることであろう。

これらの狭義にいう誠実の特徴をまとめて見ると、さしあたり、誠実とは、1) 社会生活において当然のこととして求められている自らの対応すべき義務・責任のあることについてしっかりと自覚して、2) 自らに関してうそやごまかし、かげひなたなく、3) 相手への利他的な思いやりの気持ちをもって、4) 義務あることについて尽力する姿勢をもつことであると、捉えることができるであろう。この「うそがない」「思いやりに富む」「献身、尽力する」という誠実の特性については、稿を改めて論じてみたいと思う。

Who Is a Sincere Person?

— The Theory of Sincerity from the Viewpoint of Social Relations —

Yoshiki KONDO

In our modern society trust is very important as the moral infrastructure of society. To become trustworthy person, we must be sincere. Where does this sincerity appear? For example, in the relation between doctor and patient or between salesclerk and shopper, we usually require the sincerity only from doctor and salesclerk. Namely sincerity is asked against the side which has the duty to respond.

Then sincerity (Seijitsu in Japanese) and loyalty (Chuujiitsu, Chuusei, Chuugi in Japanese) as the exertion with devoted mind, have resemblance, but their difference is great. The latter all devote entirely their mind and body and are dependent on their lord. But the former sincerity has the devotion only in the scene of duty and stands in equal independent relation to the claimable person. Sincerity (Seijitsu) is the virtue of modern democratic society in opposition to the feudal loyalty (Chuugi).

In our society social trust is very important for the quite certain exchange or social relations. Fundamentally for this trust we must have the technical high ability to be requested. And secondly it is important to hold the sincerity. Trust and sincerity can form the good social cycle in our modern society.

Since the duty is not cheerful, but usually disgusting matter, the sincerity as devotion cannot be formed naturally. Sincerity as higher behavior or noble virtue is in the duty rarely formed. But in the field of law this sincerity is as “good faith” not noble virtue but only to fulfill duty or obligation. The sincerity as “good faith” is not virtue but mere legality to perform a duty. Therefore we have two type of sincerity. One is the noble high virtue in response to righteous request and the other is the fundamental duty in response to lawful right.